

## 第7章 地盤沈下

### 1 地盤沈下の現状

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取、天然ガスかん水の採取、埋立地層や沖積層の圧密などが原因となって引き起こされます。被害の特徴としては、大地が徐々に沈下していくことによる浸水被害、不等沈下による建造物、ライフライン施設への被害など、様々な影響を与えます。また、被害が大きくなるまで公害として認識されにくいことや、一度発生すると回復が不可能に近いことなどの特徴を有しています。

県内では、過去に一部の地域で人口の増加及び産業の発達に伴う地下水及び天然ガスかん水の過剰採取により、1年間で約20cm以上の地盤沈下を記録するなどの被害がありました。その後、法律や条例による地下水採取規制、天然ガスかん水の採取制限などにより、現在では沈静化の傾向を示しています。

### 2 地盤沈下の対策

#### (1) 地下水採取規制

地下水の採取を規制する法律としては、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律があります。また、県では千葉県環境保全条例、千葉市においては千葉市環境保全条例が適用されます。

これらの法律及び条例では、それぞれ規制する指定地域を定めて、工業用、建築物用、水道用、農業用などの地下水の採取を許可制としています。

本市においては、これらの法律、条例の適用は受けませんが、ある一定規模以上の揚水施設を設置しようとする場合は、勝浦市環境保全条例に基づき届出をするよう規定しています。

#### (2) 地盤沈下防止協定

天然ガスかん水採取については、天然ガス採取業者と千葉県との間で地盤沈下防止協定を締結し天然ガスかん水の地上排出量の削減等が行われています。

(3) 千葉県精密水準測量の実施

県では、1960（昭和35）年から毎年、県内の地盤沈下の状況を把握するため、地盤変動量調査が実施されています。2024（令和6）年の地盤変動状況は2025（令和7）年1月1日を基準日とし、東葛地域、葛南地域、千葉・市原地域、君津地域、北総地域及び九十九里地域の47市町村（3,208.5km<sup>2</sup>）、1,073地点の測量が実施されました。

2024（令和6）年1月1日と2025（令和7）年1月1日の標高値の差から1年間の地盤変動状況を確認するもので、本市においては市内22地点で測量が実施されました。その結果、下記のとおり7地点において地盤地下が確認され、最大地盤沈下量は2.0mmでした。

表7-1 千葉県水準測量結果（基準日：2025（令和7）年1月1日）

所在地			標高 (m)		変動量 (mm)
区名	番地	目標	2024(R06)年1月	2025(R07)年1月	
守谷	816-2	守谷児童遊園	3.4362	3.4373	+1.1
鵜原	1684-3地先	勝浦鵜原郵便局前道路付近	10.1698	10.1698	+0.0
串浜	737	(個人宅)	8.9781	8.979	+0.9
勝浦	61地先	おしゃれの店フクモト	9.0876	9.0893	+1.7
新官	179-1地先	妙海寺駐車場付近	5.5252	5.5262	+1.0
部原	1921	滝口神社	6.888	6.8878	-0.2
佐野	54	(個人宅)	48.8897	48.8902	+0.5
佐野	156	勝浦市佐野浄水場	48.6395	48.6400	+0.5
佐野	345	(個人宅)	70.4081	70.4082	+0.1
杉戸	916-4	(個人宅)	80.3204	80.3204	+0.0
松野	456	(個人宅)	62.0629	62.0628	-0.1
上植野	490-4	(個人宅)	100.7344	100.7324	-2.0
植野	500	(個人宅)	92.0460	92.0439	-2.0
中島	242	(個人宅)	88.0730	88.0720	-1.0
貝掛	356-1	山神社	85.1954	85.1955	+0.1
小羽戸	58-2	旧北中学校	96.8988	96.8977	-1.1
小羽戸	340地先	(個人宅) 付近	81.6754	81.6754	+0.0
大楠	2082	(個人宅) 付近	76.5987	76.5988	+0.1
小松野	149-5	小松野集会所	72.9445	72.9445	+0.0
上野	72	山林	61.3854	61.3836	-1.8
興津	2461	興津港南側船溜場付近 (※不動点)	2.3587	2.3587	+0.0
興津	2465	新勝浦市漁業協同組合 興津支所付近	3.359	3.3591	+0.1